

高松市・国分寺町合併協議会

第3回会議資料

日 時：平成16年4月9日（金）

午後1時30分

場 所：国分寺町女性会館 2階 第1会議室

目 次

(報 告 事 項)

報告第 7 号 高松市・国分寺町合併協議会幹事会部会規程の一部改正 について -----	1
---	---

(協 議 事 項)

協議第 1 号 合併の方式（協定項目第 1 号）について （第 1 回会議提案：継続協議） -----	8
--	---

(そ の 他)

市町村合併関係 3 法案の概要について -----	1 3
合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について -----	1 3
高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について -----	1 3

報告第7号

高松市・国分寺町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について

高松市の組織機構の見直し等に伴い、平成16年4月1日付けで高松市・国分寺町合併協議会幹事会部会規程の一部を次のとおり改正したので報告する。

平成16年4月9日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

別表を別紙のとおり改める。

(別紙)

別表(第1条、第3条関係)

高松市・国分寺町合併協議会幹事会部会

部 会 名	委 員	
	高 松 市	国分寺町
総務部会	総務部長 総務部次長 秘書課長 秘書課国際交流室長 庶務課長 人事課長 情報システム課長 広聴広報課長	総務課長
企画財政部会	企画財政部長 企画財政部参事 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	総務課長 税務課長 出納室長
市民部会	市民部長 市民部次長 市民生活課長 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 女性センター館長	総務課長 生活環境課長 保健福祉課長 人権推進室長 税務課長
健康福祉部会	健康福祉部長 市民病院事務局長 健康福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長 市民病院事務局次長 健康福祉総務課長 介護保険課長 障害福祉課長 長寿社会対策課長 保護課長 母子児童課長 保健所保健総務課長 保健所生活衛生課長 保健所保健予防課長 保健所保健センター長 市民病院庶務課長 市民病院医事課長	保健福祉課長 保健センター所長 「こくぶんじ荘」事務長

環境部会	環境部長 環境部参事 環境部次長 環境政策課長 環境政策課環境施設対策室長 環境保全課長 廃棄物指導課長 環境業務課長 環境業務課適正処理対策室長	生活環境課長
産業部会	産業部長 産業部次長 競輪局長 中央卸売市場長 商工労政課長 観光課長 農林水産課長 土地改良課長 競輪局事業課長 中央卸売市場業務課長	産業振興課長 建設企画課長
都市開発部会	都市開発部長 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課交通政策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	建設企画課長 公園管理課長
土木部会	土木部長 土木部次長 監理課長 監理課技術検査室長 道路課長 交通安全対策課長 河港課長 建築課長 住宅課長 下水道管理課長 下水道施設課長 下水道建設課長	総務課長 建設企画課長 下水道課長 人権推進室長
消防部会	消防局長 消防局次長 総務課長 予防課長 消防防災課長 情報指令課長	総務課長

水道部会	水道局次長 経営企画課長 財務管理課長 お客さまセンター所長 水道整備課長 浄水課長	水道課長
教育部会	教育部長 教育部次長 総務課長 学校教育課長 社会教育課長 少年育成センター所長 生涯学習センター館長 人権教育課長 市民スポーツ課長 教育文化研究所副所長 高松第一高等学校事務長	教育総務課長 生涯学習課長 公園管理課長
文化部会	文化部長 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	教育総務課長 生涯学習課長
監査部会	監査事務局長 監査事務局監査課長	議会事務局長
公平部会	公平委員会事務局長	総務課長
選挙部会	選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会選挙課長	総務課長
農業委員会部会	農業委員会事務局長 農業委員会事務局主幹	産業振興課長
議会部会	市議会事務局長 市議会事務局次長 総務調査課長 議事課長	議会事務局長

(参考 / 新旧对照表)

凡例：部 会 長

変更委員 _____

1 企画財政部会

旧		
部 会 名	高 松 市	国分寺町
企画財政部会	<u>企画財政部長</u> 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	総務課長 税務課長 出納室長

新		
部 会 名	高 松 市	国分寺町
企画財政部会	<u>企画財政部長</u> <u>企画財政部参事</u> 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	総務課長 税務課長 出納室長

2 市民部会

旧		
部 会 名	高 松 市	国 分 寺 町
市民部会	<u>市民部長</u> 市民部次長 市民生活課長 <u>市民生活課ボランティア・市民活動室長</u> 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 <u>市民会館管理事務局長</u> 女性センター館長	総務課長 生活環境課長 保健福祉課長 人権推進室長 税務課長

新		
部 会 名	高 松 市	国 分 寺 町
市民部会	<u>市民部長</u> 市民部次長 市民生活課長 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 女性センター館長	総務課長 生活環境課長 保健福祉課長 人権推進室長 税務課長

3 環境部会

旧		
部 会 名	高 松 市	国 分 寺 町
環境部会	<u>環境部長</u> 環境部次長 <u>環境総務課長</u> <u>環境総務課産業廃棄物対策室長</u> <u>環境総務課新清掃工場整備室長</u> 環境保全課長 <u>リサイクル推進課長</u> <u>リサイクル推進課適正処理対策室長</u> <u>クリーン事業課長</u>	生活環境課長

新		
部 会 名	高 松 市	国 分 寺 町
環境部会	<u>環境部長</u> <u>環境部参事</u> 環境部次長 <u>環境政策課長</u> <u>環境政策課環境施設対策室長</u> 環境保全課長 <u>廃棄物指導課長</u> <u>環境業務課長</u> <u>環境業務課適正処理対策室長</u>	生活環境課長

4 都市開発部会

旧		
部 会 名	高 松 市	国分寺町
都市開発部会	<u>都市開発部長</u> 都市開発部次長 太田第二土地地区画整理事務所長 都市計画課長 <u>都市計画課高速交通対策室長</u> 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	建設企画課長 公園管理課長

新		
部 会 名	高 松 市	国分寺町
都市開発部会	<u>都市開発部長</u> 都市開発部次長 太田第二土地地区画整理事務所長 都市計画課長 <u>都市計画課交通政策室長</u> 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	建設企画課長 公園管理課長

5 文化部会

旧		
部 会 名	高 松 市	国分寺町
文化部会	<u>文化部長</u> 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 <u>文化芸術ホール整備課長</u> 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	教育総務課長 生涯学習課長

新		
部 会 名	高 松 市	国分寺町
文化部会	<u>文化部長</u> 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	教育総務課長 生涯学習課長

協議第 1 号（第 1 回会議提案：継続協議）

合併の方式（協定項目第 1 号）について

合併の方式（協定項目第 1 号）について、協議を求める。

平成 1 6 年 2 月 3 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

<案1>

協定項目	第 1 号	合併の方式について
高松市及び綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		

平成 年 月 日 確認

【考え方】

平成の合併では、地方分権の進展に伴い、地方自治の更なる確立のため、合併により今までの概念にとらわれない新しい地域を創り出していくことが求められている。

このようなことから、新市を一体のまちとみなし、新市の均衡ある発展を目指すためには、対等な立場に立って、合併特例法のメリットも踏まえる中で、総合的・一体的な視点から公正・公平な合併の協議をすることにより、両市町が有する優れた地域特性や歴史文化を生かしつつ、様々な都市機能や都市サービスを相互に連携・補完する魅力あるまちづくりにつながるものと判断し、現在の高松市と国分寺町の区域をもって新しい市を設置する「新設合併」を選択することとする。

上記の【考え方】については、先進地域の事例を参考にした合併の方式に関する一般的な考え方です。

< 案 2 >

協定項目	第 1 号	合併の方式について
綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。		

平成 年 月 日 確認

【考え方】

高松市と国分寺町の人口を始め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合う中で、高松市を中心都市とした生活圏・都市圏を形成していること、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的、大局的に判断し、現在の国分寺町の区域を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。

なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。

上記の【考え方】については、先進地域の事例を参考にした合併の方式に関する一般的な考え方です。

新設合併と編入合併の比較

項 目		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		合併は、自治体の廃置分合の一態様で、自治体の数の減少を伴うもの。 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。
法 人 格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格が継続する。全部が編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は、編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議 会 の 議 員	原 則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 新しくできる合併市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 合併後の議員定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特 例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定定数の2倍まで）とする。 消滅する合併関係市町村の議会の議員で新しくできる合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙、さらにこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農 業 委 員 会 の 委 員	原 則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特 例	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、新しくできる合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員新しくできる合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）
建設計画の作成		新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を作成する必要がある。

農業委員会の委員については、合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合。

(参考2)

合併の方式(協定項目第1号)について

先進地域の事例									
先進地域(10市)の事例									
新設合併					編入合併				
新市名	関係市町村	人口(人)	面積(km ²)	合併の期日	新市名	関係市町村	人口(人)	面積(km ²)	合併の期日
宗像市	宗像市	81,588	76.82	15年4月1日	新潟市	新潟市	501,413	205.94	13年1月1日
	玄海町	9,559	34.68			黒埼町	25,893	25.97	
静岡市	静岡市	469,695	1146.19	15年4月1日	つくば市	つくば市	165,978	259.59	14年11月1日
	清水市	236,818	227.66			荳崎町	25,836	24.48	
周南市	徳山市	104,672	339.87	15年4月21日	福山市	福山市	378,789	364.51	15年2月3日
	新南陽市	32,153	64.21			新市町	21,695	53.10	
	熊毛町	16,038	70.50			福山市	378,789	364.51	15年2月3日
	鹿野町	4,520	181.46			内海町	3,431	12.67	
千曲市	更埴市	39,402	78.99	15年9月1日	呉市	呉市	203,159	147.37	15年4月1日
	戸倉町	18,326	25.23			下蒲刈町	2,223	8.71	
	上山田町	6,821	15.62		新居浜市	新居浜市	125,537	161.30	15年4月1日
五島市	福江市	27,662	158.12	別子山村		277	73.00		
	富江町	6,399	49.44	人口は、平成12年国勢調査のデータ 新市の事務所の位置は、次のとおり。 新設合併：宗像市(宗像市)、静岡市(静岡市)、周南市(徳山市)、 千曲市(更埴市)、五島市(福江市) 編入合併：編入する市の事務所の位置					
	岐宿町	4,310	85.27						
	三井楽町	4,010	33.77						
	玉之浦町	2,197	68.36						
奈留町	3,955	25.26							
概要									
新設合併とするか編入合併とするかは、選択によって、新市の名称・議会の議員・農業委員会の委員・特別職の職員・条例規則等の取扱いが違ってくる最も基本的な事項である。建設計画の区域も、新設合併の場合は全域を、編入合併の場合は少なくとも編入される市町村の区域を対象とするなど、違いがある。									

4 その他

(1) 市町村合併関係3法案の概要について

(2) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(3) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

ア 第4回会議

(ア) 日時 平成16年5月6日(木)午後1時30分

(イ) 場所 高松市役所 13階 大会議室